

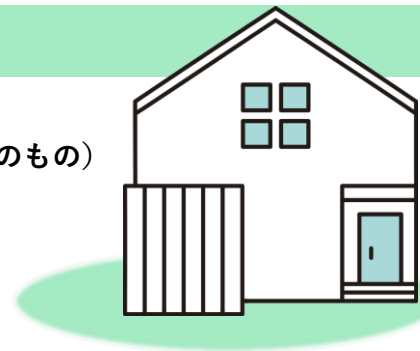
リフォーム済空き家購入型

買取再販事業者が補助対象工事を実施した空き家を売買により取得するタイプ

※売買の契約前に申請が必要です。

■ 補助対象となる空き家

- ・ 熊本市内にある一戸建ての住宅又は併用住宅
(併用住宅の場合は、店舗等の床面積が延べ床面積の2分の1未満のもの)
- ・ 建設工事完了から1年を超えていること
- ・ 過去に人が住んでいた建物であること
- ・ 購入する前に空き家であること
- ・ 以下のいずれかの要件を満たすこと
 - ① 昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅
 - ② 耐震基準を満たした住宅(補助対象工事と併せて耐震改修を行うものを含む)



■ 補助対象者

- ・ 補助対象住宅へ2年以上継続して居住することを約束される個人の方
- ・ 市税に滞納がない方
- ・ 国・地方公共団体から、同じ工事に対して補助金の交付を受けていない方
- ・ 補助対象工事を実施した空き家の建物売買契約をこれから締結しようとする方

■ 補助対象工事

熊本市内の買取再販業者が実施したリフォーム工事であって、申請日から遡って1年以内に完了したもの。ただし次に掲げるものを除く。

- (1) 家具、冷暖房器具及び照明器具その他容易に取り外しができるものの設置工事
- (2) 外構、植栽(植樹、剪定など)及び居住の用に供さない別棟の建築物(車庫、物置、倉庫など)に関する工事
- (3) 下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係る工事
- (4) 太陽光発電システム及びペレットストーブ等の設備の設置に係る工事
- (5) リフォーム工事に伴わないハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除等の作業

■ 受付期間

令和8年(2026年) 4月13日(月) から
令和8年(2026年) 12月28日(月) まで

- ・ 補助金交付申請書の先着順に審査します
- ・ 予算がなくなり次第、受付を終了します
- ・ 完了期限は令和9年2月26日(金)です



■補助金額

補助対象工事に係る費用の2分の1かつ、以下の区分に応じた額を限度とします。

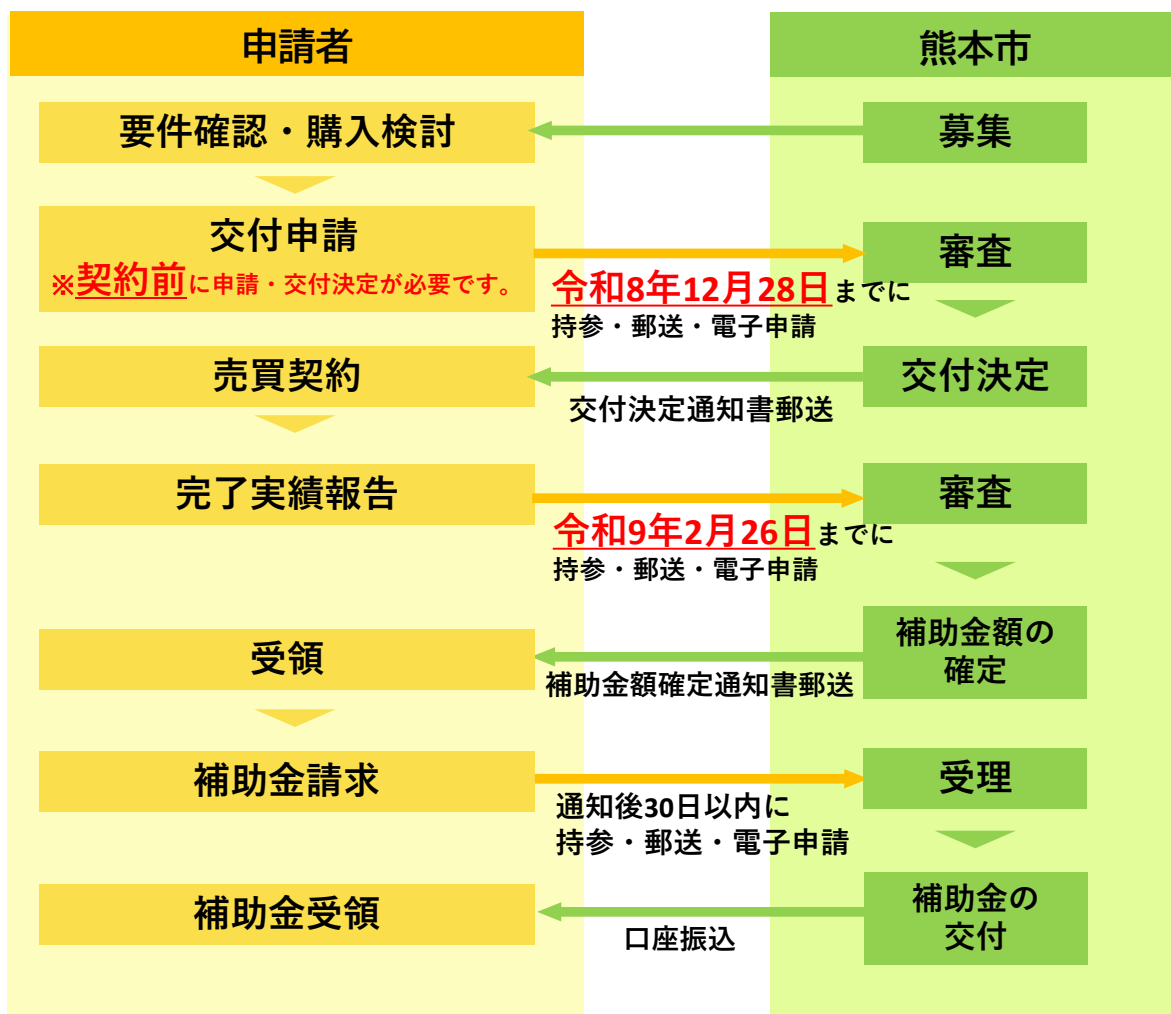
空き家所在地	子育て世帯 ^{※1} 若者夫婦世帯 ^{※2}	その他世帯
居住誘導区域 ^{※3} 内	60万円	40万円
居住誘導区域 ^{※3} 外	30万円	20万円

※1 補助金の交付申請時点で、18歳未満の子ども、又は妊娠中の者がいる世帯の方

※2 補助金の交付申請時点で、一方が39歳以下である夫婦を含む世帯の方

※3 居住誘導区域とは、今後の人口減少等を見据え、日常サービスや公共交通が持続的に維持されるよう、将来にわたって一定の人口密度を維持していくエリア
区域の詳細はお問合せください。

■申請の流れ



■申請方法・マニュアル

申請マニュアル様式につきましては、熊本市ホームページをご参照ください。

■お問い合わせ

熊本市役所 空家対策課 対策班 (市役所9階)
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号
電話番号 096-328-2514

熊本市
ホームページ

